

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等
について

国土交通省
中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、令和4年2月9日付けで都市・地域再生等利用区域を指定するとともに、都市・地域再生等占用方針及び都市・地域再生等占用主体を下記のとおり定める。

令和4年2月9日

記

第1 都市・地域再生等利用区域

芦田川水系芦田川で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設
 - ・広場、イベント施設、遊歩道、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所等、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（準則第二十二第3項第1号、第2号、第3号、第6号及び第11号に該当）
2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設の許可方針
 - (1) 共通の許可方針
 - ・工作物の設置に当たって河川管理施設に損傷を与えないこと。
 - ・河川管理用車両の通行が可能な場所（通路）においては当該車両の通行を確保し、その他の場所においては歩行者の通行を確保すること。
 - ・その他出水など異常気象時の退避計画を作成するなど河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
 - ・洪水及び台風等の緊急時に占用施設の撤去等を適切に行うこと。
 - ・イベント開催予定日に洪水等が予想される場合には、開催を中止または延期し、河川管理者に連絡すること。
 - ・利用者の滞留する範囲等を事前に調整した上で明示する等、一般の河川敷地利用者（公園利用者含む）の利用の妨げにならないよう配慮すること。
 - ・占用範囲及びその周辺において、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
 - ・占用期間中においては、河川利用者との調整を図るとともに、周辺住民、河川利用者等から占用に関する苦情が生じた場合には、占用主体がその解決に努めること。

- ・施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- ・施設使用者がその使用を終了する場合は、現状回復（施設等の撤去及び整地）を行わせること。
- ・施設使用者及び占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理すること。
- ・公園管理者が公園用地として占用している範囲については、公園使用許可で定める項目についても満たすこと。
- ・施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- ・施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

（2）区域①（管理用通路（堤防））の許可方針

- ・移動撤去可能な軽易なもの（仮設テント、移動販売車等）に限定すること。

（3）区域②（管理用通路）の許可方針

- ・工作物を設置しないこと。

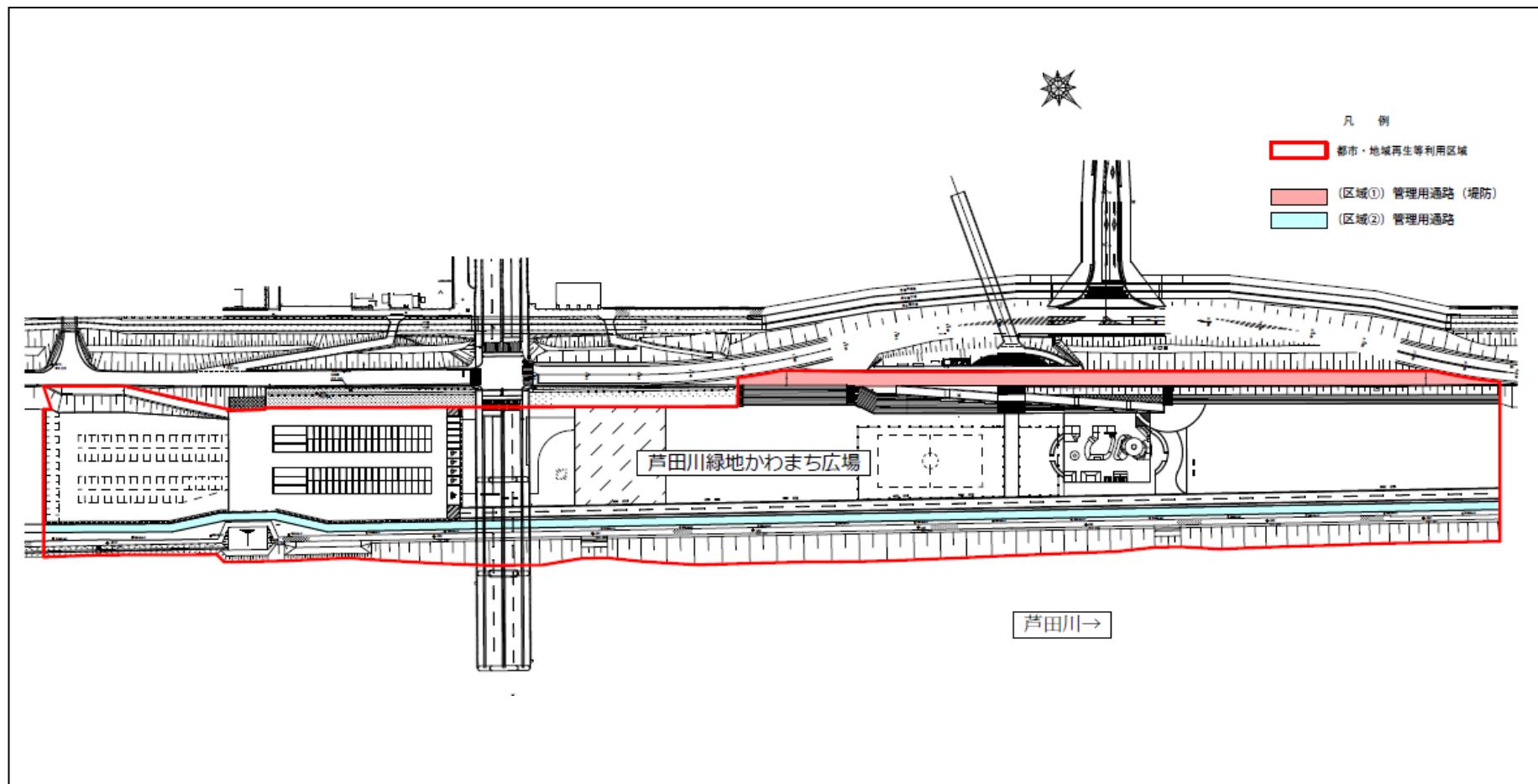
第3 都市・地域再生等占用主体

福山市

（準則第二十二第4項第1号に掲げるもの）

(別 図)

都市・地域再生等利用区域図



河川敷地占用許可準則《抜粋》

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

二 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明
・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる
施設を含む。）

- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

二 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等